

農業用排水施設における 事故防止について

農作業が本格化する時期を迎え、用水路への転落など農業用排水施設における事故の発生が懸念される時期となりました。農作業におきましては、周辺状況の確認を行うとともに事故発生を未然に防ぐよう細心の注意を払って作業を行うよう注意して下さい。

また、融雪期を迎え、農業用排水施設における水位が上昇してきております。児童・生徒の保護者並びに各学校におかれましては、施設周辺で遊ばないよう、児童・生徒に対し注意喚起されますようお願いいたします。

問い合わせ先：産業課農政係 ☎ 52 - 2178

山村広場ゴルフ練習場 4月28日（土）オープン

- 営業時間 日の出より午後9時まで（午前8時から午前11時までは、ボール収集作業のためご利用できないことがありますので予めご了承ください。）
- 利用料金 20球100円、100球500円
※紙幣は使用できません。
- シーズン中は無休営業ですが、夜間にご利用がないときは照明スイッチが入っていませんので、最初にご利用の方がスイッチをONにしてください。
- マナーを守ってご利用くださるようお願いいたします。

問い合わせ先 産業課商工観光係 ☎ 52 - 2178

平成24年度における国民年金保険料 及び老齢基礎年金支給額について

○国民年金保険料（平成24年4月分から平成25年3月分）

月額 14,980円（参考：平成23年度 15,020円）

なお、前納制度をご利用することによっておトクな保険料となります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。旭川年金事務所・総務課戸籍年金係までお問い合わせください。

○老齢基礎年金支給額について

①平成24年4月分から

年金額 786,500円（参考：平成23年度 788,900円）

月額 65,541円（参考：平成23年度 65,741円）

※支給額が減額となるのは6月15日支給分からとなります。

平成24年4月13日に支給されるのは平成24年2月分・3月分であるため、減額されません。

【重要】

老齢基礎年金（国民年金）の支給額については、物価スライド制が導入されておりますが、平成12年から平成14年度に特例法によって年金額を据え置いたことにより、本来の年金額より2.5%高い水準で支給されております。この特例水準について、現役世代の年金額の確保につなげるため、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消することを検討しており、法案が成立すれば、平成24年10月より年金額779,300円・月額64,941円に引き下がることとなります。

※納付月数が480月（3号被保険者期間も含む）に満たない場合は、納付の状況によって減額されます。詳しくは、後日、日本年金機構から送付される「額の変更通知」をご覧ください。

【注意】

老齢基礎年金の支給対象となる月の変更はありませんので、年金証書が送付されることはありません。

問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

産業課林務係からの お知らせ

現在、森林を所有されている方が立木を伐採し売り払いなどの処分をする場合には、森林法の定めにより必ず「伐採届」（正式には伐採及び伐採後の造林届出書）を町へ提出し、承認を受けなければ処分することができません。

もし、この「伐採届」の提出をしないまま立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合は、森林法第207条の規定に基づき罰金刑が課せられることとなります。（ただし、森林施業計画を樹立されている方は他の手続きが必要となります。）

また、立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合には、森林法の定めにより継続した森林整備をしなければならないとされており、これが守られない場合にも罰金刑が課せられることとなります。

特にここ最近において、伐採を勧める悪質な仲買業者が出回っていると聞いていますので、伐採を勧められても安易に契約などはせず、役場産業課林務係または南富良野町森林組合のいずれかに必ず連絡、相談いただくようお願いいたします。

●問い合わせ先

産業課林務係 ☎ 52 - 2178

南富良野町森林組合 ☎ 52 - 2130